

メザニン支援事業

- 優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長期に資金調達ができる仕組みを平成23年度に創設。
- 民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者

<対象区域>

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

<対象事業>

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が原則 1 ヘクタール以上であること
 - ※ 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域では、0.5ha以上であること
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ・都市便利施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
 - ※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
- ・省エネ基準に適合していること。

<支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 公共施設等※1の整備費
（特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※2の整備費、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

※1：公共施設のほか、都市便利施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備※（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）を含む。

具体例

環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業Ⅲ街区建築物等整備事業（東京都港区）



- 支援内容
 - (1) 支援先 K 2 合同会社
 - (2) 支援額 100億円
- 事業内容
 - (1) 規模
地上52階建、事業区域面積17,000㎡、延床面積244,360㎡
 - (2) 用途
事務所、店舗、カンファレンス、住宅、ホテル、駐車場
 - (3) 工期
2011年4月～2014年5月

実績

2011年度～2023年度
支援件数 16件 支援総額 1,466億円